

## 運営委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人南砺幸せ未来基金（以下「財団」という。）の円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 財団定款第50条の規定に基づき、運営委員会を設置する。

### (任務)

第3条 運営委員会は、定款第3条に定める目的を達成するため、財団の運営方針を構想する。

### (委員)

- 第4条 委員は、財団評議員、財団理事の中から代表理事が選任し、代表理事が委嘱する。
- 2 委員の任期は、財団評議員、財団理事の任期満了日までとする。
  - 3 委員は7名以下とし、代表理事が選任する。
  - 4 代表理事が必要と認めた場合、委員以外の者に、参考人として運営委員会への出席を求めることができる。

### (委員長)

- 第5条 運営委員会に委員長1名を置く。
- 2 委員長は、運営委員会の委員の互選により選定する。
  - 3 委員長は会務を総理し、議事を運営する。
  - 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、他の運営委員の中から、互選により選任された者がその職務を代行する。

### (会議)

- 第6条 運営委員会の会議は、定例会議として毎年1回開催するほか、必要に応じ代表理事（委員長）が召集する。
- 2 会議を招集しようとするときは、代表理事は運営委員会の委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知する。
  - 3 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。ただ、書面又は電磁的記録をもって予め意見を表明した委員は、出席者とする。
  - 4 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

### (事務局)

第7条 委員会の事務は、財団の事務局がこれを行う。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月27日から施行する。(令和5年11月27日理事会決議)